

令和6年度職員団体との交渉結果
(現業評議会独自交渉 (県職員労働組合現業評議会))

1 交渉団体

県職員労働組合現業評議会

2 出席者

[当局] 人事課長、人事課副課長、職員課長、職員課副課長他 (6名)

[職員団体] 県職員労働組合現業評議会議長、副議長、事務局長他 (15名)

3 交渉日時及び場所

令和6年11月8日(金) 13:15~14:00 職員会館1階ホール

4 内容

令和6年度給与改定のうち、技能労務職給料表について、当局から検討状況を説明した後、協議を行った。

5 交渉概要

(1) 当局説明

令和6年度の技能労務職給料表の改定については、国行(二)に準拠することを基本に、国や他府県の状況等を勘案して検討する。

(2) 協議

| 項目 | 職員団体主張 | 当局回答 |
|-------------|---|--|
| 士気高揚対策 | <ul style="list-style-type: none">国家公務員の給与改定と同様の改定がなされても、多くの職員が給料月額の上昇が感じられない。士気高揚が図られるのか。 | <ul style="list-style-type: none">国家公務員の給与に準拠した改定を基本として検討しているが、本県が独自に増設した号給においても、直近号給と同等の上昇幅とすることを考えている。また、職員の日々の努力や貢献については、人事評価等に基づき勤勉手当において評価したいと考えている。 |
| 会計年度任用職員の報酬 | <ul style="list-style-type: none">技能労務職員である一部のパートタイム会計年度任用職員の時給が今年の兵庫県の最低賃金を下回った。このような状態が、生活を守っていると言えるのか。 | <ul style="list-style-type: none">当該会計年度任用職員に対しては、最低賃金額を下回らないよう調整額を支給した。国家公務員の給与については、人事院により毎年標準生計費が実態調査の結果も十分考慮して決定されており、国家公務員の給与を考慮することは「生計費」も考慮したことにもなると考えている。 |
| 総括 | <ul style="list-style-type: none">現場組合員の声に応える検討を求める。 | |